

令和4年5月31日招集

# 5月定例総会 議事録

新潟市農業委員会



## 令和4年度5月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年5月31日(火) 午後2時30分から午後3時23分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第35号 買受適格証明願に関する意見決定について (法第3条許可)

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘	事務局次長 坂井靖彦	事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務局長 高橋明彦	秋葉区事務局長 嶋倉明彦	
南区事務局長 滝沢秀樹	西区事務局長 佐藤清隆	

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏

管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

## 7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時間 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度5月定例総会を開会いたします。</p> <p>4番 虎澤 栄三委員が全国農業委員会会長大会のため、欠席でありますので、ご報告いたします。出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、区部会の調査及び協議結果の報告者として、農地利用最適化推進委員の区部会長並びに区部会長職務代理者からもご出席いただいております。</p> <p>それでは、同会議規則第6条の規定により、会長に代わり、本間会長職務代理者に議長を務めていただくこととし、本間会長職務代理者は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長(会長代理)</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長代理)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は7番 成田誠一委員、8番 平野 榮治委員をお願いいたします。</p>
<p>議長(会長代理)</p>	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、追加議案第35号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)、議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

農地係長	<p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で2件、中央地区で2件、秋葉区で2件、南区で1件、西区で2件、西蒲区で4件の計13件です。</p> <p>次に議案第35号 農地法第3条許可に係る買受適格証明願に関する意見決定が、南区で2件です。</p> <p>次に議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、西区で2件の計3件です。</p> <p>次に議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で1件、中央地区で5件、南区で2件、西区で1件、西蒲区で1件の計10件です。</p> <p>以上、農地法関連 議案件数の合計は28件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長代理）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の3件は、去る5月27日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「北2号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲受人は、譲渡人が高齢のため耕作できなくなった申請地を贈与によってもらい受けるものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件について、いずれも問題ないと</p>

	<p>判断しました。</p> <p>次に議案第32号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を贈与によって取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は現在、申請地の近くで社会福祉事業を営んでいますが、申請地を贈与されることになり、職員用の駐車場にするため申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、小集団の農地であるため第2種農地と判断しました。申請地以外の土地についても検討しましたが、条件にあう土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>雨水は自然浸透で排水します。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、隣接農地から距離をおいて使用するため、周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の8件は、去る5月27日に開催しました地区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「中2号」も、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人は、後ほどご説明しますが、議案書12ページの農地法第5条許可申請の「中3号」の転用者と同じであり、公共事業に伴う代替地と合わせて、規模拡大を図るものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p>

次に議案第31号農地法第4条許可申請についてです。  
議案書9ページをご覧ください。

「中1号」は、貸露天駐車場敷地に転用するものです。  
令和2年度に工業団地の創出のため行われた土地区画整理事業にて、一部残地が事業区域内から漏れていたため、貸し露天駐車場敷地として申請するにいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、1,000㎡未満の申請となっています。

申請地は、土地区画整理事業地に囲まれており、周辺農地に影響はありません。

続きまして、議案第32号農地法第5条許可申請についてです。  
議案書12ページをご覧ください。

「中1号」は、農地に賃借権を設定し、工事作業員用 露天駐車場敷地に一時転用するものです。

転用者は、食品工場の改築工事を請け負い、作業員の駐車場確保が必要となったため、工事現場に近い当該地を申請するにいたりしました。

申請地の農地区分は、集落内にある10ヘクタール未満の小集団の農地のため、第2種農地です。

一時転用期間は、令和4年6月1日から令和5年1月31日までの8か月間です。

排水関係ですが、雨水は自然浸透で処理します。周辺には迷惑をかけないように十分注意することです。

「中2号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、母と同居することになり、現在住んでいる家では手狭なことから、新たに住宅を新築するため、申請にいたりしました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、1,000㎡未満の申請となっています。

申請地は、すでに住宅に囲まれた休耕畑で土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

「中3号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅、農作業所等 建築敷地に転用するものです。

転用者は、新潟市が進めている主要地方道 新潟中央環状線事業に、現在住んでいる住宅、車庫、作業所がかかり、当該地へ移転するため申請にいたりしました。



<p>議長（会長代理）</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、農家住宅等で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>隣接農地と接する部分には土留めを設置するとともに、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「中4号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在アパートに住んでいますが、住宅を新築するため現在の住まいから近距離で子育て環境などを考え、当該地へ申請するにいたしました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、1,000㎡未満の申請となっています。</p> <p>隣接農地と接する部分には土留めを設置するとともに、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「中5号」は、農地を使用貸借し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在中央区のアパートに住んでいますが、祖父の土地を使用貸借し住宅を新築するため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であるとともに、1,000㎡未満の申請となっています。</p> <p>申請地は隣地の畑1筆以外、住宅に囲まれています。隣接農地に被害を及ぼさぬよう土留め等を行うとともに、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請5件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。 それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会の審査案件の2件について、去る令和4年5月27日開催の区部会で審査いたしました。</p>
-------------------------------	--

	<p>議案第34号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は譲受人が規模拡大するため、売買により自宅に隣接する農地の所有権を取得するものです。</p> <p>「秋2号」は譲渡人の農業者年金継続受給を目的とし、同一経営体内の後継者に対し20年間の使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件の5件は、去る5月27日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に区分地上権を設定するものです。</p> <p>譲受人が、3年前に一時転用の許可を受けて設置した営農型太陽光発電設備をさらに3年間設置するためのものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第35号 法第3条許可を要する買受適格証明願に関する意見照会です。議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>新潟地方裁判所において、抵当権実行のため競売が実施されません。入札期間は6月6日から13日までです。</p> <p>今回は2名の方から証明願があり、農地法第3条許可の手続きに倣い第3条第2項1号から7号のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしています。</p> <p>以上、法第3条許可を要する買受適格証明願2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第32号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p>

<p>議長（会長代理）</p> <p>西区部会長</p>	<p>「南1号」は、農地を贈与によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は現在、親世帯と同居していますが、子供が大きくなると手狭になることから父所有の農地を譲り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、住宅であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>汚水は、公共下水道へ接続し、雨水は集水枡を設置して申請地隣の排水路へ放流します。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、隣接農地と接する部分には土留を設置し、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、太陽光発電設備の設置敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、3年前に一時転用の許可を受けて設置した営農型太陽光発電設備の転用期間が満了することから、さらに3年間の期間延長をするため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、農振農用地で、転用は原則許可できませんが、不許可の例外規定、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」に該当し、例外的に許可できるものです。</p> <p>なお、新潟市長及び西蒲原土地改良区の同意も得ています。</p> <p>申請地を以前と同様に畑として利用・管理し「スナゴケ」を栽培することから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>西区部会のご報告をさせていただきます。</p> <p>西区部会の審査案件の5件について、去る5月27日に開催しました西区部会で審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p>
------------------------------	--

議案書 6 ページをご覧ください。

「西 1 号」は、農地を賃借権の設定により借り受けるものです。賃借人が、規模拡大するため、申請地を 10 年間の契約で借り受けるものです。

「西 2 号」は、農地を売買によって取得するものです。譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。

以上、農地法第 3 条許可申請 2 件について、いずれも問題ないと判断しました。

次に議案第 3 1 号農地法第 4 条許可申請に関する処分決定についてです。

議案書 10 ページをご覧ください。

「西 1 号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。平成 29 年 3 月に第 3 種農地として許可を受け転用した資材置場の敷地が不足してきたため、隣地である当該地の申請に至りました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第 3 種農地であり、農地転用許可基準項目の、「住宅もしくは事業の用に供する施設が連たんしていること」とする区域の農地に該当します。又、隣接地と接する部分には土留めが設置してあることから、周辺農地に影響はありません。

「西 2 号」は、農業用物置建築兼宅地拡張敷地に転用するものです。

本申請地に農業用物置を設置するため申請に至りました。

農地区分は、農地転用が原則許可できる第 3 種農地であり、転用目的からみて特別の設備は必要としませんが、隣地に被害が及ばないよう十分注意するとのことでした。

以上、農地法第 4 条許可申請 2 件について、いずれも問題ないと判断しました。

次に議案第 3 2 号農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。

議案書 15 ページをご覧ください。

「西 1 号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は、寺院を営んでいますが、法要などで来院される方の駐車場が不足しており、駐車スペースを確保して周辺の交通に支障を

	<p>きたさぬよう申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定の、「既存の施設の拡張」に該当することから、許可できるものです。</p> <p>地元農家組合からも同意を得ており、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>西区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
西蒲区部会長	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の5件は、去る5月27日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が、売買により申請地を取得し、規模拡大を図るものです。</p> <p>「蒲2号」も、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人は、譲渡人から依頼を受け、住宅地の近隣にある申請地を取得し、規模拡大を図るものです。</p> <p>「蒲3号」及び「蒲4号」も、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人である農地所有適格法人は、売買により申請地を取得し、規模拡大を図るものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件について、いずれも「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>続きまして、議案第32号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、申請地を義理の父から使用貸借により借り受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在6人で住んでいる実家では手狭なことから、新た</p>

	<p>に住宅を新築し家族4人で移り住むため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、住宅で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長代理）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（会長代理）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第34号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書8ページ、追加議案 第35号買受適格証明願に関する意見決定について（法第3条許可）、の審議に入ります。適格相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので適格相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書9ページ、議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>

議長（会長代理）	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書11ページ、議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>
議長（会長代理）	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、別冊の議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>農政振興係の和田です。議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>お手元の別冊資料「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく新規の案件について、利用権設定13件、売買15件、合計28件、面積98,846㎡、その他に、利用権の移転が3件となります。</p> <p>表紙をめくっていただいて、1ページ、令和4年5月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、中央地区1件、秋葉区12件、合計で件数13件、面積59,549㎡です。</p> <p>所有権移転の売買について、中央地区2件、秋葉区1件、南区3件、西蒲区9件、合計で件数15件、面積25,443㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定及び所有権移転については4ページから12ページのとおりです。</p> <p>続いて、利用権の移転については13ページから14ページのとおりです。</p>

	<p>次に、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、15ページ、令和4年5月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。</p> <p>西区3件、面積4,381㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、18ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、19ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対し依頼します。</p> <p>市の公告については、6月14日からとなります。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長（会長代理）	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長（会長代理）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長（会長代理）	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>次に、日程4のその他ですが、5月16日に農政振興部会を開催しておりますので、高橋農政振興部会長から会議内容の報告をお願いします。</p>



高橋農政振興部会長	<p>農政振興部会報告をいたします。</p> <p>去る5月16日午後2時から本会場におきまして、令和4年度第1回農政振興部会を開催いたしましたので報告します。</p> <p>当日の出席委員は10名、そのほか部会外委員4名、事務局10名の出席でした。</p> <p>協議事項は2つ、承認した実施要領については本日配布されている別紙資料のとおりです。</p> <p>はじめに、令和4年度農地利用状況調査の実施について、事務局からは令和3年度に遊休農地に関する区分や、措置の実施時期が見直されていたことと、農業委員会の統合を踏まえ、実施方法を整理し、要領を作成したとの説明があったのち、具体的な内容についての説明がありました。</p> <p>農地パトロールの実施、それを踏まえた検討会の開催、対象農地に対する指導については、先日5月27日の区部会の際、もしくは別途各事務所単位で説明があるかと思えます。</p> <p>大変忙しい時期に重なりますが、遊休農地の発生防止と解消に向けて、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、令和4年農作業賃金・作業料金の実勢額調査の実施について、事務局からは毎年3月ころに情報提供を行っている情報の把握方法について、農業委員会の統合を踏まえて要領を作成したとの説明があったのち、具体的な内容についての説明がありました。</p> <p>こちらについては10月の区部会開催時に、各区事務所単位で説明があると思えますので、説明に基づき対応をお願いします。</p> <p>以上で、農政振興部会の報告を終わります。</p>
議長（会長代理）	<p>ただいま、農政振興部会長より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
議長（会長代理）	<p>高橋農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」の修正に関して、事務局より説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>農政振興係の和田です。4月の区部会で説明させていただきました</p>

<p>議長（会長代理）</p>	<p>た「最適化活動の目標の設定等について」、その後の定例総会で承認をいただいておりますが、先日、新潟県農業会議に内容を確認いただき、指導を受けました。</p> <p>5月の区部会でも説明させていただいておりますが、改めて修正点についてご説明いたします。</p> <p>お手元の資料「修正後：令和4年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。</p> <p>修正・追記箇所を赤字・丸囲みにしてありますので、その部分のみ説明させていただきます。</p> <p>1点目、2枚目、Ⅱ-1-(1) 農地の集積の目標について、新規集積面積は3年かけて達成を目指す形でよいとされたことから、当初4,620haと記載していた今年度の新規集積面積を、3分の1にあたる1,540haに修正しました。</p> <p>2点目、3枚目、Ⅱ-1-(3) 新規参入の促進の現状について、記載する内容は独立就農もしくは法人の新規設立に限るとされたため、各旧農業委員会の実績を合算した経営体数・面積に修正しました。</p> <p>3点目、新規参入の促進の目標について、実際に新規就農する経営体の借受等の面積目標ではなく、単に“新規参入する人がいたら農地を貸してもよい”という意向のある方の面積の合計でよいとされたため、様式に指定のあるとおり過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上となるよう追記しました。</p> <p>4点目、Ⅱ-2-(1) 最適化活動を行う日数目標について、交付金の基本日数に合わせたほうがよいとのことから、月10日に修正しました。</p> <p>5点目、Ⅱ-2-(3) 新規参入相談会への参加目標について、具体的に県農業会議が主催し、西区・西蒲区の協議会もブース出展している「就業チャレンジフェア」への参加を想定することとし、開催の際には委員のみなさまに参加要請をさせていただくこととさせていただきます。</p> <p>これらの内容について承認いただき、県に提出させていただきたいと存じます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
-----------------	---

<p>議長（会長代理）</p>	<p>（質問・意見なし）</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長代理）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議長（会長代理） 終了時間 15：23</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度5月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---

